

記載例

②退職等の異動があり、一括徴収して支払う場合

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

御注意

$$\begin{array}{cccc} 4 & 3 & 2 & 1 \\ & & & \end{array}$$

「宛名、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を記載された宛名番号を記載していただく。」
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け付け願います。
また、前勤務先の提出先は給与所得者の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け付け願います。
異動届出書の提出先は給与所得者の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け付け願います。
市区分と翌年度の給与支払報告書を出した市区町村が異なることは、両方の市区町村に提出してください。一括徴収することが義務づけられています。
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

令和 ××年 ○○月 △△日提出		草加市長 あて		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3										特別徴収義務者 指 定 番 号		123456			
					フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ										宛 名 番 号		1			
					氏名又は名称	株式会社〇×商事										担連	所 属	人事課人事労務係			
					個人番号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	当絡	氏 名
給与所得者		フリガナ 氏 名		ソウカ イチロウ 草加 一郎		生年月日 昭和 50 年 1 月 1 日		個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		受給者番号 78910		1月1日 現在の住所 〇〇県××市△△3-2-1		異動後の 住所		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		1 右から 記号を 記入 1. 退職 2. 転居 3. 死亡 4. 少額 5. 合併 6. 支合 7. 合算 【事由・理由】		2 右から 記号を 記入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
						(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由							
						140,000 円		6 月から 8 月まで 35,600 円		9 月から 5 月まで 104,400 円		×× 年 8 月 31 日									

1. 特別徴収継続の場合		8月末で退職した給与所得者の未徴収税額を、9月分で一括して納入する場合。 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 <u>104,400円</u>(9月から翌年5月分) ↑ 一括徴収税額(納入額と同額)	新しい勤務先へは、月割額 _____円を
特別徴収義務者 指 定 番 号			月分(翌月10日納入期限分)から
所 在 地	〒 _____		
フ リ ガ ナ			
氏名又は名称			

一括で徴収した税額を納入する月

※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収となります。

2. 一括徴収の場合					
理由	1 1. 異動が令和 × 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左の一括徴収した税額は 9 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。	
		9 月 20 日	104,400 円		

3. 普通徴収の場合		退職した年までの1月 から退職時までの 給 与 支 払 額	控除社会保険料額	退 職 手 当 等 の 支 払 額 (支 払 予 定 額)	勤 続 年 数
理 由	右から 記号を 記入 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	1, 200, 000円	60, 000円	1, 000, 000円	5 年

【提出先】 〒340-8550 埼玉県草加市高砂1丁目1番1号 草加市役所 総務部 市民税課

退職の場合、退職者情報欄の記入をお願いします。